

令和6年7月5日

各 位

都 留 信 用 組 合
理事長 渡邊 和彦

不祥事案の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当組合の元職員による下記の不祥事案が発生いたしました。信用を第一とする金融機関として、このような事態が発生しましたことにつきまして誠に申し訳なく、役職員一同深く反省しております。

また、被害に遭われたお客様を始め、日ごろより当組合を信頼しお取引をいただいているお客様、組合員の皆様、地域の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけすることに対して、心から深くお詫び申し上げます。

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題として位置付け、態勢整備を図って参りましたが、今回の事案が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて内部管理態勢の再検証、並びに一層の充実・強化に取り組み、お客様の信頼回復に向けて取り組んで参る所存です。

改めて今回の事態を深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不祥事案の概要

- (1) 担当者
当組合元職員（20代 男性）
- (2) 被害にあわれたお客様
1名
- (3) 発生時期
令和5年6月から令和6年6月
- (4) 発覚時期
令和6年5月20日
- (5) 被害金額
金額約79万円（担当者の親族により全額弁済済）
- (6) 弁済時期
令和6年6月5日

(7) 事案の概要

担当者がお客様に消費者金融ローンの融資申込を依頼したところ、お客様より融資金を預かり管理して随時返済を行うよう依頼され、その預かり管理していた資金の一部を担当者が私的に流用しました。

(8) 発覚の経緯

別のお客様から情報提供を受け、内部調査により、令和6年5月に判明しました。

(9) 流用資金の使途

担当者からの聞き取りでは、「旅行や飲食等の遊興費に使った。」と説明しております。

2. お客様への対応

ご迷惑をおかけしたお客様には、事実関係をご説明したうえで、深くお詫び申し上げます。被害金額については担当者の親族が全額弁済いたしました。

3. 監督官庁への届出等

事件発覚後、速やかに法令等に基づき監督官庁へ届出いたしました。

4. 警察への対応

被害者に全額弁済されていること、被害者が告訴・告発を望んでいないことから当組合からの警察への相談等は予定しておりません。

5. 類似事象の調査

当該担当者が関与した全消費者金融案件について、類似事象の調査を実施しましたが、同様の事象はありませんでした。

6. 担当者および関係者の処分等

担当者につきましては、令和6年7月1日付にて懲戒解雇処分といたしました。関係者の処分につきましては、管理・監督責任の所在を明らかにし、適切かつ厳正に対処して参ります。

7. 再発防止と今後の対応

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、態勢整備を図って参りましたが、今回の事件が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて内部管理態勢の再検証、並びに一層の充実・強化に取り組み、お客様の信頼回復に向けて役職員一同全力で取り組んでいく所存であります。

【本件に関するお問い合わせ先】

「経営管理部」

電話：0120-302-144

担当 奥脇・羽田

受付時間：平日 午前9時～午後5時までとさせていただきます。

以上